

浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

2021年8月20日

当社は、本日、原子力災害対策特別措置法(以下、「原災法」という。)に基づき、内閣総理大臣および原子力規制委員会に「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」(以下、「防災業務計画」という。)の修正について届け出ましたのでお知らせします。

当社は、届け出た防災業務計画を本日から施行します。

防災業務計画は、原災法に基づき、原子力事業者が原子力事業所ごとに原子力災害の発生および拡大の防止、ならびに原子力災害の復旧を図るための必要な業務について定めた計画であり、修正に際しては、事前に静岡県および御前崎市と協議をおこなっています。

防災業務計画の修正の要旨

原災法に基づき、防災業務計画の定期見直しを実施し、修正をおこないました。
修正の要旨は以下のとおりです。

(1) 原子力防災関連資機材(注1)の点検頻度の見直し

過去の点検結果を踏まえ、原子力防災関連資機材のうち、通信設備の点検頻度を1年に4回から1年に1回へ変更した。

(2) 原子力防災関連資機材の保管場所の一部変更

本店の原子力防災関連資機材の保管場所を一部変更した。

(3) 安全パラメータ伝送システムに伝送するパラメータ項目の追加

3～5号機の安全パラメータ伝送システムは、2021年度末に燃料プールの水位を傾向監視するためのパラメータを追加する予定であり、本システムに当該パラメータを新規項目として追加した。

(4) 記載の適正化

注1 原子力防災関連資機材とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」に基づく原子力防災資機材には該当しない放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他資材または機材のことで、原子力災害およびその他の災害が発生した場合の災害対策活動に必要な資機材です。

以上